

「特許審査の品質管理に関するマニュアル」の主な改訂内容

令和４年７月１日公表の特許審査の品質管理に関するマニュアル（以下「品質マニュアル」という。）の主な改訂内容は下記のとおりです。本改訂は、先の改訂（改訂第２版・平成２８年７月２７日公表）以降に生じた品質管理システムの変更等への整合を主な目的としています。

- ① 「協議」欄（Ⅱ．１．（１）（ii）、p.12）
 - ✓ 協議の実施形態の拡充に伴うもの
- ② 「面接等」欄（Ⅱ．１．（１）（iii）、p.13）
 - ✓ 参照先文書（面接ガイドライン）の更新に伴うもの
- ③ 「品質管理官による重点的に精査すべき案件のチェック」欄（Ⅱ．１．（２）（iii）、p.16）
 - ✓ 審査長単位における特許審査の質のチェック手段の拡充に伴うもの
- ④ 「組織的な情報の共有」欄（Ⅱ．１．（３）（ii）、p.17）
 - ✓ 情報の共有手段の拡充に伴うもの（技術分野別サーチガイドライン等）
- ⑤ 「研修の受講等による知識習得・能力向上」欄（Ⅱ．１．（３）（iii）、p.17）
 - ✓ 知識習得・能力向上手段の拡充に伴うもの（品質テスト）
- ⑥ 「品質監査」欄（Ⅱ．２．（１）（i）、p.20-21）
 - ✓ 品質監査業務の拡充に伴うもの（品質レポート）
- ⑦ 「品質監査」欄（Ⅱ．２．（１）（i）、p.21）
 - ✓ 品質管理業務におけるオンラインシステムの活用に伴うもの
- ⑧ 「審査品質管理小委員会」欄（Ⅱ．２．（３）、p.24）
 - ✓ 業務担当課室の変更に伴うもの
- ⑨ 「ユーザーとの意見交換」欄（Ⅲ．１、p.28）
 - ✓ ユーザーとの意見交換における視点の追加に伴うもの

- ⑩ 「出願人・代理人等による明細書等の質の向上、先行技術調査の充実等」欄（Ⅲ、
2、p.29）
 - ✓ eラーニングのサービス名変更に伴うもの
- ⑪ 「審査長等」欄（Ⅴ、p.33）
 - ✓ 審査長、審査監理官及び審査室長に関する規程の改正に伴うもの
- ⑫ その他、表記揺れの統一等の軽微な文言の修正